

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

令和5年第3回幕別町議会臨時会
(令和5年10月23日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 荒貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 報告第17号 専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第4 議案第102号 指定管理者の指定について（忠類診療所）
- 日程第4の2 議案第102号 指定管理者の指定について（忠類診療所）
(民生常任委員会報告)
- 日程第5 議案第103号 令和5年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第104号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第105号 工事請負契約の締結について（幕別本通配水管布設替工事）

会議録

令和5年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和5年10月23日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 10月23日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山端広和

住 民 生 活 部 長 寺田 治

保 健 福 祉 部 長 檜木良美

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 小野晴正

会 計 管 理 者 武田健吾

忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文

札 内 支 所 長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 谷口英将

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲

水 道 課 長 河村伸二

保 健 福 祉 課 長 高橋宏邦

ほか、関係係長

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|-------|--------|---------|
| 8 荒貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
|-------|--------|---------|

議事の経過

(令和5年10月23日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。

ただ今から、令和5年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番野原議員、10番石川議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第2項の規定による「行政監査結果報告書」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、また、北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査、町村議会新任議員研修会、議会広報研修会にかかる議員派遣結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほどご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第17号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第17号、専決処分した事件の報告についてをご報告申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る当初の原契約は、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でありましたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、本年5月の第2回臨時会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に、設計変更の必要が生じたことから、10月11日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」の中の第4項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

幕別本町地区の公共下水道は、効率的な汚水処理を図るため、幕別・札内両地区の下水道を十勝川流域下水道で一括して処理を行う「処理区統合事業」に着手しており、本工事は、国道38号及び町道相川6線に連絡管渠を布設する工事であります。

1ページに工事位置図を、2ページに平面図と推進工事詳細図を記載しております。

この度の契約変更は、アスファルト舗装を切断する際に発生する汚泥の処理に要する経費とアスファルト舗装や仮設工作物の撤去の際に発生する廃棄物の数量確定に伴う処理経費を追加するものであります。

議案書の1ページをご覧ください。下段になります。

1 変更契約の目的は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事（その1）であります。

2 変更契約の金額は、変更前の金額7,260万円、変更後の金額7,276万5,000円、増加額16万5,000円、増加率100分の0.227であります。

3 変更契約の相手方は、中川郡幕別町忠類白銀町205番地1、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤茂樹氏であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号を終わります。

〔委員会付託〕

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第102号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第102号、指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

はじめに、議案書の2ページをご覧ください。

本議案は、忠類診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1 施設の名称は、忠類診療所であります。

2 指定管理者の候補者は帯広市西4条南15丁目17番地3、公益財団法人北海道医療団、理事長小林光樹氏であります。

3 指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年であります。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

1 指定管理者が管理を行う施設の概要であります。

忠類診療所は、「幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例」に基づき設置している公の施設で、昭和58年9月に「地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図る」ことを目的として開設し、平成6年9月に現施設を建築し、現在に至っております。

2 指定管理者が管理を行う業務であります。

指定管理者は、診療所での診療の実施と当該施設等の維持管理に関する業務などを行うものであります。

次に、説明資料には記載しておりませんが、指定管理者の候補者の選定経過について、申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行い、指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定いたしました。

本年6月28日に、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、識見を有する者と施設利用者の町民委員あわせて4名と町職員4名の計8名で組織する選定委員会を開催し、公募要項を定め、6月30日に公募を開始いたしました。

設定しておりました提出期限の8月31日までに応募がなかったことから、9月1日から9月29日の期間で再公募を行い、今回の候補者であります公益財団法人北海道医療団、1者から指定管理者指定申請書が提出されたものであります。

応募者の資格審査を経て、10月11日に開催した選定委員会において、候補者選定基準に基づき、プレゼンテーションとヒアリングを行い、候補者を選定したところであります。

選定委員会においては、診療所の管理運営の基本的な考え方をはじめ、安定した運営が可能となる組織体制や財政基盤などの項目で、委員一同から高い評価が得られましたことから、公益財団法人北海道医療団を指定管理者の候補者として選定したものであります。

議案説明資料に戻りまして、3 公益財団法人北海道医療団の概要であります。

同法人は、昭和3年に、その前身の志田病院を開設し、昭和23年5月5日に財団法人志田病院として設立され、昭和46年に財団法人北海道医療団に名称変更を行い、平成25年からは公益財団法人に移行し、現在に至っております。

資産の総額は、令和5年3月31日現在で、81億5,063万2,696円、令和4年度の経常収益は、74億5,625万8,805円であります。

職員数等は、理事8名、監事2名、評議員7名、職員790名であります。

事業内容であります。

同法人は、帯広第一病院をはじめ、帯広西病院、音更病院などのほか、介護老人保健施設とかち、など医療と介護に渡る提供体制を有し、また、生活困窮者への無料低額診療などにも取り組まれております。

4 指定管理者候補者の選定結果であります。

選定委員会の委員8人の平均点数は、80点満点中、78点であります。

公募要項においては、評価点数の満点を100点としておりましたが、審査項目のうち「指定管理料等の積算について」は、公募要項において指定管理料の上限を設けていないこと、応募が北海道医療団1者のみで、提案された指定管理料を他者と比較することができないことから配点20点の本項目を評価しないこととし、80点満点で評価したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第102号、「指定管理者の指定について」は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10 : 12 休憩

10 : 55 再開

[議事日程追加]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から、付託いたしました議案第102号についての審査結果報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって日程第4の2、議案第102号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第4の2、議案第102号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和5年10月23日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

令和5年10月23日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和5年10月23日（1日間）

2、審査事件

議案第102号 指定管理者の指定について

3、審査の経過

審査に当たっては、忠類診療所の指定管理者の候補者から提案された事業計画と収支計画に基づき、管理運営の基本方針、利用促進に向けた取組、安全対策等について説明がなされた。

委員会では、指定管理料や診療時間などについて質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第102号、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第102号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第103号から日程第7、議案第105号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第103号から日程第7、議案第105号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第103号、令和5年度幕別町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第103号、令和5年度幕別町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,301万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ178億613万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」、「1追加」であります。

「忠類診療所の指定管理者業務に係る指定管理料」であります。

本日、議案第102号として提出いたしました、忠類診療所の「指定管理者の指定について」の議決に伴いまして、当該指定管理の指定期間に係る指定管理料について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和6年度から令和7年度までの2年であります。

限度額は、「4,400万円に消費税及び地方消費税を加算した額」であります。

歳出をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目水道費734万3,000円の追加であります。

特別会計繰出金であります。

10款教育費、1項教育総務費、6目学校給食センター管理費216万4,000円の追加であります。

給食食材の日々の受入などを担っている会計年度任用職員が、長期の療養を要する見込みとなったことに伴い、代替職員を任用すべく、募集を行いましたが無かったことから、食材の受け入れや仕分けのほか、配食の補助等の業務を委託するため、給食業務委託料を追加するものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費350万5,000円の追加であります。

中学生・高校生海外研修事業に係る旅費等の追加であります。

国際的な燃料価格の上昇による航空運賃の急騰や宿泊費等の滞在費用が高騰したことから、追加するものであります。

当初予算においては、生徒1人あたりの費用総額を個人負担額の8万5,000円を含めて36万2,000円と積算しておりましたが、現時点での見込みにおいては個人負担額を11万円に改め、この負担額を含め55万3,000円と19万1,000円の増額となる見込みであります。

一人当たりの補助額は、当初の27万7,000円から44万3,000円に増額するものであります。

この他、引率者の旅費と扶助費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

21款、1項、1目繰越金1,301万2,000円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第104号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第104号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,784万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億3,343万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費1,784万1,000円の追加であります。

幕別簡易水道糠内地区の漏水事故に伴う復旧工事費の追加であります。

去る10月7日、午前0時15分頃、JA幕別の糠内小麦乾燥施設の道道豊頃糠内芽室線を挟んだ向かい側の傾斜地において、配水本管に亀裂が生じて漏水事故が発生いたしました。

当日、午前8時30分から仮設配管を施工し、午後2時50分に工事を完了いたしましたが、その間、約15時間に渡り、糠内、南勢地区の72世帯に水圧低下や断水の影響を及ぼしたものであります。

補正予算は、復旧に係る工事費と工事に際して重機が畑の中を通行することに伴う補償料を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 734万3,000円の追加であります。

5款、1項、1目繰越金 1,049万8,000円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） ただいまの漏水事故の補正予算にかかわりまして、恐らく老朽化が原因ではなかったのかと思いますが、この漏水に至った要因は何だったんでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 漏水の原因でございます。

この事故のあった場所における配水管につきましては、この施工年数が36年経過しておる管になっておりまして、通常塩ビ管の配管でありまして、法定耐用年数25年のところ、36年経過しているという配管でございます。

老朽化の原因が一つと、それから配水地から少し下がったところにあるものですから、ちょっと水圧が高いということも原因のひとつとして考えられる。

それからですね、現地におきましては礫層、砂利が多く混じるような地層になっておりまして、経年的にですね、水が流れるような場所でもありましたことから、砂地が無くなって砂利が直接塩ビ管に接触して、そこから亀裂が入ったのではないかと考えられております。以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 受水されている方たちも早急な対応はされておりますけれども、困難な時間帯があったんじゃないかと思います。

25年の耐用年数のところ36年経過していたということですが、幕別町全体では耐用年数を越えた箇所といたしますか、恐らく長さで押さえられているのかとも思いますが、割合としてはどのくらい越えているところがありますか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 水道管につきましては何種類か種類ございますけれども、一般的には铸铁管と言われる、ダクタイル铸铁管といわれるもの、それからですね塩ビ管やポリ管などそれぞれ耐用年数違うのですけれども、铸铁管でいきますと40年が法定耐用年数、その他につきましては概ね25年になっておりまして、铸铁管につきましては、まず全体の排水管の延長距離ですけれども、概ね342キロメートルになっております。

その中で铸铁管につきましては140.8キロメートルほどございます。

その内40年以上、いわゆる法定耐用年数を越えているものが、18.1キロメートルほどございまして、利率にしますと13パーセントが法定耐用年数を越えているということです。

一方でですね、塩ビ管などの法定耐用年数25年の配管につきましては全体で201キロメートル、25年以上経過しているものは、163.1キロメートルありまして、概ね81パーセントが法定耐用年数越えているというのが現状でございます。

ただ、これはあくまでも法定耐用年数なので場所、場所を見極めながら、なるべく延命していかないと、なかなかこの部分を、法定耐用年数を過ぎたからといって、すぐ更新するっていうのは非常に財政的にも厳しいものですから、漏水箇所見極めながらですね可能なところから、あるいは道路工事に合わせて道路開業するときに合わせて水道管を更新していくというような考え方で進めているところでございます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） いまの塩ビ管のお話ですけれども、それにしても81パーセントが越えているっていうことであれば、事が起きた時に対処する、それを見込まれるときに対処する、工事のついでがあったときに対処するというだけでは、このような事故が繰り返されていくんじゃないかというふ

うに思うんですね。

したがって幕別町として、この長期の計画をお持ちだと思うのですけれども、その計画を持たないと、またどんどん古いのが出てくるということにもなると思いますので、そういったところの考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

また問題になっていた塩ビ管の布設替えというのは全部完了しているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 水道管の補修ですね。この度、補正予算議決いただきましたら、直ちに修復したいと思っております。

いま現在は、仮設配管にて漏水箇所を迂回するような形でバイパスを組んで、仮設の配管をしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 管のですね、法定耐用年数ですけれども、今、課長答弁の中で一部修正させていただきたいと思います。

25年ということで、塩ビ管耐用年数ということでお話しましたが、以前は25年でした。

それは、管の種類によって変わっていたのですけれども、今現在の法定耐用年数は管っていう事では40年っていうことで、一律して40年っていうことになってございます。

ですので、その部分で、先ほど申し上げました数字ですね、耐用年数を過ぎている数字っていうのはちょっと異なっているってことで、大変申し訳ないのですけれども修正させていただきます。

あと更新についてになってきますけれども、水道管につきましては全国的にも老朽化で更新作業というのは非常に問題になっているような状況でございます。

わが町でも漏水っていうのは年間、何回か起きているような状況です。

その対応にも苦慮しているような状況でございますし、住民の方にもご迷惑をお掛けしているような状況、しかしながら延長が非常に長くなってまいりましたので、一遍にできるような状況ではございません。

また単費でやらなければならないってことになりますので、相当な金額がかかってくるような状況になります。

ですので、今後におきましても、国の補助メニューだとか、道の営農用水の関係で簡水事業であれば対応していくなど、そういった部分を考えながら、更新作業を順次進めてまいりたいと考えてございます。

あと、国の方で水道につきましては今年度まで厚生労働省の管轄なのですけれども、来年度から国交省に変わります。

それは国の方も、全国的な更新をしなければならないという部分がありまして、そういった部分で所管を厚生労働省から国交省に変えていくということになっていきますので、今後、補助メニューが増えていくかもしれませんので、そういった部分を勘案しながら適切に更新を進めてまいりたいと考えております。

塩ビ管の部分は終わっているかどうかという部分ですけれども、塩ビ管の更新について、全てが終わっているという状況には、まだございません。

ちょっと、いま数字は持ち合わせていないのですけれども、そういう状況ですので、先ほど言いましたように住民の皆さんに安全安心に水を届けられるように更新に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） いま塩ビ管と铸铁管の耐用年数が、塩ビ管が25年から40年に変わったって訂正されたのですけれども、同じ管ですけれども耐用年数を変えたという、そういう押さえでいいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 法定耐用年数で、以前は管の種類で分けていたのですけれども、管ということで塩ビ管、ダクタイル管すべて40年っていうことで法定耐用年数になっているということでございます。

それにつきましては、法定耐用年数はそうなのですけれども、実際の耐用年数としては、先ほど課長から説明がありましたように、管の種類によって耐用年数は大きく異なってきます。

実際に実使用年数で考えていきますと、例えばダクタイル管でいきますと、60年とか80年持ったりするような形になっています。

更新もそのような形で、他自治体も更新しているような状況でございます。

塩ビ管につきましては40年という法定耐用年数なのですけれども、実際に実使用年数としては50年程度が全国的な、平均的なレベルでございます。以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第105号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

11：19 休憩

（藤原議員 退場）

11：19 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、日程第7、議案第105号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第105号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の4ページをご覧ください。

本議案は、幕別本通配水管布設替工事に係る工事請負契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

幕別市街は、JR根室本線を境にして北側と南側に分かれていることから、JR根室本線と交差する、今回の図面には表示しておりませんが、幕別高校西側の旧道道幕別大樹線、葉山電器北側の明野6線と、今回の幕別本通りの3か所の鉄道の地下に幹線管路を布設することにより、南北二つの区域を横断連係し、水道水の安定供給を図っております。

本工事は、平成31年1月15日に幕別本通りのJR根室本線踏切付近において発生した水道本管漏水事故に係る、口径150ミリメートルの漏水管路の復旧工事であります。

従来、JR敷地内の工事は、町とJR北海道との間で工事委託契約を締結し、JR北海道の監督下で施工されてまいりました。

JR北海道は、近年、北海道新幹線の札幌延伸工事を優先されており、そうした背景の中、町と当社との協議において、町としての早期施工に理解をいただきましたことから、本工事を町の直轄工事と

して施工するものであります。

計画平面図は、工事箇所を表示しております。

今回の工事は、図面中央に「平成 31 年 1 月 15 日漏水発生箇所」と示しております漏水管路を西に迂回して、踏み切り西側の町道鉄道西沿線通から根室本線に対して垂直方向に幕別本通にかけて、鉄道の地下 4.4 メートルを推進工法によって幕別本通りの東側まで 52 メートルの配水管を布設するものであります。

5 ページをご覧ください。

工事の詳細図として、上段に平面図、下段に断面図を記載しております。

上段の平面図をご覧ください。

中心部に「帯広方面」と記載のこの下に斜線表示しております鉄道をはさみ、左側に町道幕別本通を、右側に町道鉄道西沿線通を、新たに布設する配水管を黒く網掛けしております。

推進する管路の延長は、最上段に記載のとおり 52 メートルで、網掛け表示した配水管の上部に記載のとおり、配水管を保護するための一回り大きい鞘管として、内径 350 ミリメートルの推進用鉄筋コンクリート管をその内部に配水管として、口径 150 ミリメートルのダクトイル鋳鉄管を布設するものであります。

議案書の 3 ページをご覧ください。

1 契約の目的は、幕別本通配水管布設替工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

去る 10 月 18 日に、株式会社笹原商産、藤原工業株式会社、有限会社原工業、有限会社幕別設備工業、加藤建設株式会社、一成・ナカムラ経常建設共同企業体の 6 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、6,970 万 7,000 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 6 年 3 月 19 日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○12 番（小島智恵） 確認をさせていただきたいのですが、漏水ということで、この配水管自体はどのくらい前に布設されたものなののでしょうか。漏水原因についてまず伺います。

漏水発生が平成 31 年 1 月 15 日ということで、5 年近くも経過している訳なのですが、先程 JR との協議したりという話もあったので、そういった理由もあったのかもしれませんが、工事するまでの期間をずいぶん空いてしまう訳なのですが、こういった理由で空いてしまうのか伺います。

また平面図見ますと、工事箇所が JR の線路なり、幕別本通りなり道路に掛かるように思うのですが、通学等々 JR の利用者さんおられますし、車だとか歩行される方など、比較的交通量多い道路だと思います。

そういった方たち工事中において、こういった影響があるのか。

工事期間というのも 何日もかかるような工事になってくるのでしょうか。

伺います。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） まず 1 点目の布設の年ですが、昭和 28 年に布設している管になりまして、漏水が平成 31 年ですのでその当時でいきますと 66 年経過している管になっております。

それから事故が起きてから施工まで 5 年近くということでございますが、これは説明にもございましたように JR との協議でございます。

基本的にはですね JR が行う工事と、この手の工事は JR が行うということで、事故が発生してからですね JR と早急に工事をやりたいので、JR の方をお願いできないかという事で再三協議させていただきました。

なかなか説明にもございましたように新幹線の関係があつて、なかなかこちらにまで手が回せないという工事やる際には保安員が付かなければいけないということで、保安員の手配もできないと、そんなようなことから随分と協議に時間がかかったわけなのですけれども、このたび特段 JR の職員が保安員として張り付くことなく、町職員が保安員として研修を受ける、講習を受けるという形で、講習を受けたのちに保安員として現場に張り付くということで、ようやく協議が整って、JR からの承諾が得られたということでございます。

それから 3 点目の、工事についての注意ですけれども、基本的には推進工法ですので表面を掘削するというのは、図にも、資料にも示したように堅坑と言って両サイド、道路のところに堅穴を掘る工事ですので、その間穴が開いている部分につきましては仮設で付きますし、誘導員とかも配置して歩行者に危険が及ばないように安全対策もしっかり行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 昭和 28 年布設という事で、これはやはり老朽化原因という事でよろしかったですね。

JR で本来工事を行うという事ですけれども、町の方で結局は行うという、これはやっぱり 5 年近くも経って、待っていてもこれ以上時間が経過されるので、やむを得ず町がっていうような形に傾いていったのかなっていうふうに、その辺の経緯もどういふふうにお考えだったのか。

JR の方や交通される方の話ですけれども、安全対策という話が合ったのですけれども、実際通れない時間帯とか、時間とか日にちとかそういうのはやっぱり発生してくる状況なのでしょうか。

実際、結構生活道路とか、結構重要な道路、交通量も多い道路ですので、お知らせ、周知、告知それも大事なかと、そちらの方もどういふふうに行っていけるのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 1 点目の JR との協議の内容でございますけれども、まずは従来の JR の考え方は基本的にはこの手の工事は JR が行うというのが大前提にございました。

それで、我々としては早急に行いたいと、そういう要望をお願いしていたわけでございます。

保安員の張り付けも困難だということもございまして、工法的に、なるべく延長距離を短くするような、今回の工事もそうですけれども、鉄道敷地の最短距離をいけるような工法で何とか、その保安員の人数を減らすだとかいうような協議も行ったり、JR としても通行に影響ない、踏切が近いものですから、そのところあまり影響ないようにだとかっていう様々な協議を行って、とにかく早くやっていただきたいということでお願いしていたのが、この年数になってしまった。

それで昨年度、ようやく町で施工できる目処が立ったというのでしょうか、そういう手法を JR として考えていただけるということになったものですから、それに向けて、具体的に町で施工する場合にはどうしたらいいのだろうかというような協議を昨年度から今年度初めにかけて行ってきて、ようやく承諾を得られたというようなことになりました。

それからもう 1 点の安全対策の関係でございます。

基本的には、本通り側は通行止めにすることなく、工事を施工したいと考えておりまして、ただ鉄道沿線通りの方ですね、一部通行止めにして迂回していただかなくてはならない場面がでてくると想定しております。

その際には、当然ながら広報や、近隣住民には周知は当然ながら行うとともに、現場において、迂回路の表示だとか誘導員だとか、場合によっては張り付けて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） ただいまのご質問の補足でありますけれども、この手の工事が JR で通常行うという部分は、JR の敷地内、それから JR のその下、今回は下ということになりますけれども、そういった部分を工事する場合には基本的には JR がやるということであって、工事の発注者はあくまでも幕別町です。

そしてそれを工事する権利として JR が安全管理しながら行うというのが通常の手法でやってきております。

ですので、受託工事ということで JR が行うという内容でございます。

ただし今回の場合は、その受託が、なかなか JR が出来なかったという事で期間が延びてしまった。そして JR のほうでこのまま続けていてもずっと工事が止まって、うちの町だけではなく、道内でも十何か所も止まっているような状況があるとお聞きしています。

そういう状況の中でできるだけ早く工事をやらなければならないということで、今回は町の直接的な工事で直轄の工事で行うということの内容でございます。

それから期間が長くなってしまったという部分につきましては、どうして長くなったのに大丈夫だったのかというのは、市街地の水道というのは管網で、普通の、先ほどの簡易水道と違って、農村部は一本行ったらずっとそのまま一本行って終わりなのですけども、市街地はずっとこちら側からきているものと、こちら側からきているものが途中で繋がっているのです。

それで今回はこの部分が繋がってない部分はあったのですけれども、他の部分で繋がっていることによって水圧が保たれているような水量も一定程度確保出来ているような状況があったものですから、今まで協議しながら進めてきたという事でございます。

ただ何かまたありましたら対応できなくなってきますので、できるだけ早くやるという事で、今回このように町の直轄で行うという事で進めることにしたものであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 契約金額 6,970 万 7,000 円ということですが、これの幕別町が直轄でやることという事になりましたらその費用の負担ですね、以前の利用負担については JR の一定の負担もあるというような説明もあったかと思うのですけれども、あくまでも全額幕別町の負担という事になっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） この工事費につきましては、町が全額負担する形になっております。

それから参考までに JR が受託してやられる場合には当然 JR 側の経費も掛かりますので、受託工事になった場合のほうは工事費が、委託料になるわけですけども、委託料は高くなると考えられます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため暫時休憩をいたします。

11：37 休憩

（藤原議員 入場）

11：37 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：37 閉会